

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十六号）（県立学校人事課）

一 趣旨

令和六年十月十七日付けの埼玉県人事委員会が行った人事管理に関する報告を踏まえ、学校職員の仕事と育児の両立支援に関し必要な事項を定めるための改正

二 内容

仕事と育児の両立支援制度に関する周知など、教育委員会が講じなければならない措置を規定

三 施行期日

令和七年十月一日